

高松市スポーツ施設（屋外プール） 自動販売機及び売店管理運営業務仕様書

1 設置施設

高松市立市民プール（高松市浜ノ町53番10号）※自動販売機及び売店

高松市亀水運動センタープール（高松市亀水町458番地1）※自動販売機のみ

高松市牟礼町プール（高松市牟礼町大町678番地2）※自動販売機のみ

2 設置期間

各プールの開設期間内

※参考：令和元年度開設予定期間

高松市立市民プール 令和元年7月1日（月）から同年8月31日（土）まで

高松市亀水運動センタープール 令和元年7月1日（月）から同年8月31日（土）まで

高松市牟礼町プール 令和元年7月20日（土）から同年8月24日（土）まで

3 売店の開設時間

原則として、午前9時から午後6時までとする。ただし、公益財団法人高松市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、天候等の状況に応じて、売店の開設時間を変更できるものとする。

4 業務

高松市スポーツ施設（屋外プール）内に設置する自動販売機又は売店について、次の各号に掲げる条件により、その調達、管理運営業務の一切を行うものとする。

(1) 自動販売機

ア 販売商品

① 缶、ペットボトル等の清涼飲料水（ビン類、アルコール類不可）、食品、アイスクリーム

② 商品については多様な飲料及び食品等を幅広く取りそろえること

③ 商品価格については、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること

イ 自動販売機の種類・外観等

① 著しく外観を損なわないもの

② 省エネルギータイプのもの

(2) 売店

ア 販売商品

① 食品衛生関係法令に規定する基準に適合した食品類であること

② 清涼飲料水、アルコール類は不可とする。

イ 設置面積

原則として、1店舗あたりテント1張（5.4m×3.6m）程度とする。

5 管理運営

設置事業者は、設置する自動販売機又は売店について、以下の各号に掲げる条件をすべて満たす管理運営を行うものとする。

(1) 自動販売機

- ア 1週間に最低1回以上、商品の在庫状況を調査・確認し、常に売り切れ状態がないこと
- イ 1週間に最低1回以上、売上状況を調査・確認し、代金回収を行うとともに、常につり銭切れの状態がないこと
- ウ 故障・苦情に対して、速やかに対応する体制をとること
- エ 空容器の回収に努めること
- オ 空容器は、全て分別し、リサイクルを行うこと
- カ 商品等の搬入・搬出時に利用者に迷惑にならないようにすること

(2) 売店

- ア 容器、食べ残し等は、設置事業者が回収すること
- イ 売店及びその周辺の清掃は、設置事業者の責任のもとに行い、排出したゴミは毎日持ち帰り、環境美化に努めること
- ウ 設置期間中に休業日を設ける場合は、協会の許可を受けること
- エ 事故等が発生した場合は、設置事業者は直ちに協会に連絡するとともに、その指示に従い事故処理にあたること
- オ 設置事業者は、設置施設又は第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を負うこと
- カ 販売商品及び売店備品の管理は、設置事業者の責任とし、火災、盗難及びその他不可抗力による災害に対しても協会は一切の責任を負わないものとする。
- キ 設置事業者が、この仕様書若しくは法令等に違反した場合、又は売店の管理運営において不相当と認められる場合は、協会は、契約を解除できるものとする。

6 施設使用料の納付

設置事業者は、次に掲げる納付金を指定された時期までに支払うものとする。

- (1) 自動販売機等設置使用料
高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例別表1で算出される額
- (2) 電源工事費及び電気使用料
実費（設置事業者が自己負担でメーターを設置し、協会が算出する額）
- (3) 水道使用料
実費（協会が算出する額）
- (4) 販売手数料
設置事業者が提案する率

7 その他

上記に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上、処理するものとする。